

## 行動規範に関連する宣言・方針・学内規則等

### 【コンプライアンス推進宣言】

国立大学法人島根大学は、社会の信頼に応えるため、大学のもつ社会的責任を常に自覚し、高い見識と倫理観をもち、コンプライアンスを運営の最重要課題として活動を遂行してまいります。

- 1 大学としての社会的責任を自覚し、公正透明な大学運営を行います。
- 2 法令・学内規則を遵守することはもとより、社会的良識に基づいた行動を実践します。
- 3 コンプライアンスを基礎として、大学としての社会的使命を果たします。

### 【コンプライアンス推進規程】

第3条 構成員は、本学が社会からの要請及び期待に応えていくため、常にコンプライアンスの重要性を認識し、中期目標及び島根大学憲章に則して誠実に行動しなければならない。

第8条 統括責任者は、本学におけるコンプライアンスを推進するために、コンプライアンスに係る規則等の整備及び講習を実施するための全学的な年度計画（以下「コンプライアンス・プログラム」という。）を策定し、実施するものとする。

- 3 構成員は、第1項に定めるコンプライアンス・プログラムにおける講習を所定の方法に従い受講しなければならない。

## 1. 人権の尊重

### 【ダイバーシティ推進宣言】

（ダイバーシティ推進のための基本方針）

1. 島根大学は、ダイバーシティ推進に対する意識を啓発し、本学の意思決定において、構成員の多様な意見が尊重されるよう環境整備に努めます。
2. 島根大学は、すべての構成員の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる教育・研究・就労環境を整備します。
3. 島根大学は、ダイバーシティ推進の視点に立った人的構成と人材育成を推進します。

## 【島根大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針】

### （機会の確保）

障がいのある学生が障がいを理由に修学を断念することがないように、修学の機会を確保する。また、障がいのある学生を含むすべての学生に質の高い同一の教育を保障する。

### （情報公開）

障がいのある大学進学希望者や本学に在籍する障がいのある学生に対し、大学全体としての受入れ姿勢・方針を明確にするとともに、広く情報の公開に努める。

### （決定過程）

障がいのある学生または家族等からの要望に基づき、障がい学生支援室と関係部局が連携して必要な支援内容を検討し、障がいのある学生と協議の上、可能な限り合意形成と共通理解を図った上で決定する。

### （教育方法等）

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験及び成績評価など必要な合理的配慮を行う。

### （支援体制）

障がい学生支援室が関係部局と連携しながら全学的な支援体制のもとに、学生・教職員の理解促進・意識啓発に努める。

### （環境整備）

障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、キャンパスのバリアフリー化等、環境整備の促進に努める。

### （実施体制）

学生の修学に関わるすべての組織は、障がい学生支援室をはじめとする学生支援の関連組織と連携しながら、必要に応じ障がいのある学生に対する合理的配慮を実施する。

## 【障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則】

第3条 職員等は、その事務又は事業を行うにあたり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

第4条 職員等は、その事務又は事業を行うにあたり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮の提供をしなければならない。

【日本学術会議「科学者の行動規範-改訂版-」】

15 科学者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

【人を対象とする研究(倫理指針が適用される研究を除く)に関する取扱規程】

第13条 研究者等は、法令等を遵守し、研究計画等に従い、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して、適正に研究を実施しなければならない。また、研究対象者の人権の保障を科学的又は社会的な利益に優先して配慮しなければならない。

2 研究者等は、研究の実施にあたっては、偽りその他不正の手段により情報を取得してはならない。

3 研究者等は、研究に用いられる情報及び当該情報に係る資料を正確なものにしなければならない。

【人を対象とする生命科学・医学系研究に関する取扱規程】

第14条 研究者等は、倫理指針及び法令等を遵守し、研究計画書に従い、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して、適正に研究を実施しなければならない。また、研究対象者の人権の保障を科学的又は社会的な利益に優先して配慮しなければならない。

2 研究者等は、研究の実施にあたっては、偽りその他不正の手段により個人情報及び試料・情報を取得してはならない。

3 研究者等は、研究に用いられる情報及び当該情報に係る資料を正確なものにしなければならない。

## 2. ハラスメントの防止

### 【学長メッセージ「島根大学はハラスメントを許しません」】

私は、大学とは、学生はもちろん教職員を含めた全ての構成員が、真理を追究し、一人一人が真摯に学び、成長するところであり、全構成員が立場や職位の違いに関わらず等しく尊重されるべきと考えます。そのように一人一人が等しく尊重されうる島根大学の運営の最高責任者として、私は本学におけるハラスメントを断固として許さないこと、そのためにハラスメント防止措置の実施に全力を尽くすとともに、万が一ハラスメントが発生した場合には、被害者救済を基本としつつ全力を挙げて解決を図ることを宣言します。

島根大学は地域の総合大学として、教育・研究・医療について重い責任を負っています。この責任を果たすためには、学生、教職員を中心に全ての構成員が心理的安全性を確保された良好な関係で、学び働く環境が保障されなければなりません。しかしながら、様々な人間関係の中、性的関心や欲求に基づく言動により相手の就学就業の環境を害し、人格を著しく傷つける事態が生ずることがあります。あるいは、指導と被指導の関係の中で、不適切で従属的立場に置かれ、就学就業環境が害されるのみならず、相手方の人格が傷つけられることがあります。

ハラスメントとは、このような事態も含め、国籍、性別・性的指向・性自認、年齢、職種等、さまざまな事項に係り、他者の人格や尊厳を侵害する言動であり、相手に不快感や不利益を与え、就学就業・教育研究環境を悪化させる行為と説明されるものの総称です。一方、時代とともにハラスメントの形態は変わるため、定義自体を常にアップデートしていくことも必要です。本学は、良好な学生の就学環境、教員の教育研究環境、職員の就業環境を損なう行為が発生しないよう適切な措置を講じることにより、全力を挙げてハラスメントを防止するとともに、不幸にして問題が発生した場合には被害者本位で迅速に事態が改善されるよう最大限の努力を行います。

本学は、大学憲章において、「学問の自由と人権を尊重」し、「社会の信頼に応える」学問の府であることを、理念の一つとして掲げています。また「研究活動に関する研究者の行動指針」においては、「人権や人格を尊重」とともに「社会的規範にもとることなく、自己規律と高い倫理観を持つべき」ことを明記しています。このような立場からは、法令遵守はもとより、全ての構成員が人間としての普遍的権利である人権を互いに認め合い、就学・就業そして教育・研究活動を安心して行うことのできる環境を整備し、守ることが求められます。まさに本学がハラスメントを許さない教育研究機関を目指す所以です。

## 【ハラスメント等対策規程】

### 第7条

- 2 構成員は、学生・生徒・児童・幼児に対する性暴力等が、個人の権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復し難い、心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることを認識し、性暴力等を決して行ってはならない。
- 5 構成員は、ハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の構成員及び関係者に対する自らの言動に必要な注意を払うとともに、本規程に定める相談及び事後の対応に協力するよう努めなければならない。

第8条 すべての構成員は、ハラスメント等が、相手に身体的又は精神的苦痛を与え、相手の人格や尊厳を害するもの、或いは相手の就学就業や教育研究の環境を害するものであることを理解し、互いの人格を尊重し、いかなるハラスメント等も行ってはならない。なお、相手とは構成員に限らず、関係者も含むものとする。

## 3. 利益相反

### 【利益相反マネジメントポリシー】

1. 透明性の高い産学官連携活動を維持し、公共の利益に資する社会貢献活動を目指します。
2. 産学官連携活動その他社会貢献活動において教職員が得る個人的利益を、職員としての本来の責務や活動の公共性に対して優先することがないように、利益相反マネジメント体制を整備し、その適切な運用のもとに活動します。
3. 的確な利益相反マネジメントを行うため、教職員に対して産学官連携活動その他社会貢献活動に関する必要な情報の開示を求め、必要な場合には利益相反回避のための措置をとることを求めます。この過程で収集された情報については、守秘義務を徹底します。
4. 利益相反マネジメントに従って産学官連携活動その他社会貢献活動を行う教職員に対して、社会から疑義が提起された場合には、島根大学が利益相反マネジメントについての説明責任を果たします。
5. 教職員が利益相反の可能性を常に意識し、適正な産学官連携活動その他社会貢献活動に努めることができるよう、利益相反に関する教育研修を行います。
6. 大学組織としての利益相反マネジメント体制を整備し、その適切な運用のもとに組織的な産学官連携活動その他社会貢献活動を推進します。

【日本学術会議「科学者の行動規範-改訂版-」】

16 科学者は自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

【利益相反マネジメント規程】

第3条 個人としての利益相反マネジメントは、教職員等が次に掲げる行為を行う場合を対象としてこれを行う。

- 一 企業及び団体（以下「企業等」という。）と産学官連携活動等を行う
- 二 企業等から一定額以上の金銭若しくは株式等（株式買入れ選択権を含む）を取得する場合又は便益の供与を受ける
- 三 企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する
- 四 本学の学生等を産学官連携活動等に従事させる
- 五 その他利益相反マネジメント専門委員会が、個人としての利益相反マネジメントの対象として認めた行為を行う

第10条 教職員等は、所定の時期に、利益相反の状況について利益相反マネジメント専門委員会に申告しなければならない。

- 2 教職員等は、第3条各号に規定する行為を行うときは、事前に利益相反の状況について利益相反マネジメント専門委員会に申告しなければならない。

【人を対象とする研究(倫理指針が適用される研究を除く)に関する取扱規程 第18条】

【人を対象とする生命科学・医学系研究に関する取扱規則 第24条】

研究責任者及び研究分担者は、研究の実施に先立ち、自らの利益相反に関する状況について、島根大学利益相反マネジメント委員会（医学部及び医学部附属病院においては島根大学医学部等臨床研究利益相反マネジメント委員会）に報告する。

研究責任者は、商業活動に関連し得る研究（医薬品又は医療機器の有効性又は安全性に関する研究を含む）を実施する場合には、当該研究に係る利益相反に関する状況を研究計画等に記載するとともに、インフォームド・コンセントを受ける手続きにおいて研究対象者等に説明する。

#### 4. 公正な研究

##### 【国立大学法人島根大学における公正な研究遂行のための基本方針】

###### 【法令，指針，ガイドラインの遵守等】

本学構成員は，自らが行う学術研究活動が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚し，関係法令等を遵守する。

###### 【組織の責任体制の明確化】

本学における公正な研究遂行のため，不正行為及び公的研究費等の不正使用防止に関する責任体制（責任の所在・範囲及び権限）を明確化し，学内外に周知・公表する。

###### 【公正な研究遂行のための倫理教育及び不正使用防止教育の実施等】

公正な研究遂行のための倫理教育及び不正使用防止教育を継続的に実施し，本学構成員の不正防止に関する意識の向上を図る。

###### 【各種規程，運用ルールの整備と公表】

公正な研究遂行のため，研究活動等の不正行為及び公的研究費等の不正使用の防止に関する規程，運用ルールの明確化・統一化を図り，最新の法令，指針，ガイドラインに沿って随時見直し，本学構成員の情報共有を図るとともに，社会への説明責任を果たすため，積極的にその内容を学外にも公表する。

###### 【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画策定・実施】

公的研究費等の不正使用の防止を推進するため，監事監査に加えて内部監査機能の構築を図り，不正防止計画の策定及び重点的にリスクアプローチ監査等を実施し，不正使用発生要因の把握・改善及び未然防止に努め，不正防止計画の進捗管理に努める。

## 【国立大学法人島根大学における公正な研究遂行のための行動規範】

### 1 趣旨

この行動規範は、島根大学における公正な研究遂行のための基本方針に基づき、その共通指針としてここに定めるものである。

### 2 行動規範

研究者をはじめ本学構成員は、次に掲げる事項を行動規範として研究活動を行うものとする。

- 一 研究者としての誇りと責任を持ち、誠実に公正な研究を推進するとともに、研究活動の遂行に伴う原資の大部分は、国民の貴重な税金であることを認識し、公的研究費等（運営費交付金対象事業費、寄附金、共同研究費、受託研究費及び国又は国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。）については関係法令を遵守し、適正かつ効率的に使用する。
- 二 本規範に基づき誠実に行動し、捏造、改ざん及び盗用などの不正行為並びに関係法令に違反した個人経理、他の用途への使用、交付決定の内容やこれに付した条件に違反した使用、虚偽による架空請求・架空取引及び不適切と判断される公的研究費等の不正使用（以下「不正使用」という。）は、行わない。
- 三 周囲の研究者に対し不正行為及び不正使用を助長するような行為又は言動をしない。
- 四 研究不正及び不正使用は黙認しない。

### 3 遵守事項

研究者をはじめ本学構成員は、健全な研究活動を保持し、研究不正及び不正使用が起らない研究環境を形成するため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 個人でなく、グループとして研究する場合などにおいて、研究報告、各種計測データ及び実験手続などに関し、適宜確認を行う。
- 二 実験記録・資料等は個人の私的なものではなく、公的なものであるとの認識を常に持って行動する。
- 三 実験記録・資料や各種計測データ等を記録した紙及び電子記録媒体等は、成果物発表後も一定期間保管し、他の研究者等からの問合せ、調査照会等に対応できるようにする。
- 四 共同研究においては共同研究者を尊重するとともに、研究成果の公表に際しては適切な著者名の記載を行うなど責任の分担を確認する。
- 五 個人の発意で提案され採択された研究資金であっても、本学で管理する公的な資金であることを認識し、機関による管理が必要であることを自覚し行動する。
- 六 別に定める公的研究費等に関する不正防止計画を念頭に行動する。



## 【日本学術会議「科学者の行動規範-改訂版-」】

7 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。科学者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

## 【研究インテグリティの確保に関する規程】

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本学に開示を行う。

## 【研究活動の不正行為の防止に関する規則】

第6条の2 構成員は、最高管理責任者が定めた本学における公正な研究遂行のための行動規範、研究活動に関する研究者の行動指針を遵守しなければならない。

2 構成員は、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育を必ず受講しなければならない。

第7条 構成員は、公開した研究成果に対する第三者の検証可能性を担保するとともに、不正が指摘された際に対応できるよう、研究データを保存しなければならない。

第10条 構成員が公開した研究成果に対し、第三者より検証等の目的で研究成果及びその研究データ等に関して問い合わせがあった場合、当該構成員の責任で誠実かつ適切に対応する。

## 【公的研究費等の不正使用の防止に関する規則】

第10条 構成員等は、最高管理責任者が定めた行動規範を遵守しなければならない。

第11条 構成員等は、公的研究費等の取扱いについては、会計規則のほか、本学が定める諸規則、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び関係法令並びに競争的研究費等の交付等の際の条件を遵守しなければならない。

2 構成員等は、公的研究費等による契約、旅費の支給、給与及び謝金支給等に関する事務処理手続について、会計規則等のほか、ルールを定めた契約事務マニュアル、旅費支給手続マニュアル、非常勤職員雇用手続マニュアル及び謝金支給手続マニュアル等に基づき、処理しなければならない。

第12条 構成員は、推進責任者が実施する不正使用防止教育に関する研修会等を必ず受講し、受講内容を遵守しなければならない。

第13条 構成員は、関係法令の遵守、不正使用は行わないなど、誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

## 5. 安全保障輸出管理

### 【安全保障輸出管理規則】

第 11 条 教職員等は、技術の提供（外国人留学生、研究者等の受入を含む）又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別途定める「事前確認シート」に基づき、需要者に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術等）の適用判定等について確認を行い、取引審査の可否について管理責任者による一次確認及び統括責任者による二次確認による承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。

2 第 1 項の事前確認により、取引審査の必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は該非判定、用途確認及び需要者確認の起票・確認を行い、取引審査の手続を行わなければならない。

第 17 条 教職員等は、技術を提供する場合、事前確認及び取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、取引審査の手続の確認は要さない。

第 18 条 教職員等は、貨物を輸出する場合、事前確認及び取引審査手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、事前確認により、取引審査の手続が不要と承認された場合には、取引審査の手続の確認は要さない。

第 24 条 教職員等は、外為法等又は本規則に違反する又は違反するおそれがある事実を知った場合は、速やかに管理責任者にその旨を通報しなければならない。

第 25 条 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、関係法令及びこの規則の規定に基づき作成又は取得した文書及び電磁的記録を、法人文書管理規則（平成 23 年島大規則第 23 号）の定めるところにより、技術を提供した日又は貨物を輸出した日の属する年度の末日の翌日から起算して、7 年間保存しなければならない。

## 6. 個人情報の保護

### 【個人情報保護ポリシー】

#### 1. 個人情報の収集について

個人情報を収集する場合は、利用目的を明示したうえで行います。

#### 2. 個人情報の利用及び提供について

個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内で利用し、第三者に提供することはありません。なお、法律に基づく場合や本人から事前に同意を得ている場合は、第三者に提供することがあります。

#### 3. 行政機関等匿名加工情報の作成及び提供について

個人情報を復元できないように加工した行政機関等匿名加工情報を作成する場合及び第三者に提供する場合は、法令その他の規程に従い適切な手続きに沿って実施します。

#### 4. 個人情報保護のための安全対策について

個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん並びに漏えい等を未然に防ぐための安全対策に努めます。

#### 5. 個人情報の管理体制について

個人情報を適切に管理するため、総括保護責任者、部局保護責任者、保護管理者、保護担当者による管理体制を整備しています。

#### 6. 個人情報の開示等及び相談窓口について

本学が保有している個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」により開示等の請求を行うことができます。

### 【個人情報取扱規則】

第9条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護責任者、部局保護責任者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人データを取り扱わなければならない。

第11条 個人データの漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該個人データを管理する保護管理者に報告する。

## 7. 法人文書の管理

### 【法人文書管理規則】

第7条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規則等並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、法人文書を適正に管理しなければならない。

第8条 職員は、文書管理者の指示に従い、公文書等の管理に関する法律の目的の達成に資するため、本学における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに本学の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

第9条 職員は、次に掲げる整理を行わなければならない。

- 一 作成又は取得した法人文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
- 二 相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物（法人文書ファイル）にまとめること。
- 三 前号の法人文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

## 8. 反社会的勢力への対処

【職員就業規則 第45条の2】【契約職員就業規則 第22条の2】

【病院診療職員就業規則 第29条の2】

職員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体（暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる団体等の関係者）と係わりを持ってはならない。

### 【反社会的勢力への対応に関する規則】

第5条

- 2 反社会的勢力による不当要求を受けた場合、構成員においては所属する部局等の長（教員にあっては担当する部局等の長）、学生においては所属する部局の教職員（教員にあっては担当する教員）に当該不当要求について報告するものとする。
- 3 教職員は、学生からの報告を受けた場合、当該不当要求について部局等の長（教員にあっては担当する部局等の長）に報告するものとする。

※各宣言・方針・学内規則等は、抜粋の都合上、一部の表現を修正した上で掲載しております。